

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟一控訴審一

No. 35  
2026年3月

2026年3月23日(月)14時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟一控訴審第18回口頭弁論が行われました。この日が結審、と伝えられていたこともあり、法廷には40名ほどの傍聴人が来ていました。

## ■事実審の最後

午前中、結審の前に開かれた期日前集会で、弁護士さんから「今日が事実審としての最後になる」という話がありました。日本の裁判制度は三審制で、「事実審」とは、一審と控訴審のことを示します。原告と被告の主張や証拠、反論をもとに、「実際になにが起きたのか、事実はどうだったのか」を裁判所が認定し、その事実に対し、法律に基づいて判決を出すのが「事実審」。

これまで原告と弁護団は、山のような証拠書面を作成し、事実を伝えるための主張や意見陳述を行ってきましたが、こうした主張ができるのも、この日が最後、ということです。なお、その先にある最高裁判所の上告審は「法律審」といわれ、控訴審で認定した「事実」に対する法的判断に、憲法違反や法令違反がなかったか、ということだけが審議されます。

## ■最後の意見陳述

この日の意見陳述は、伝えたいたくさんを限られたことばに託し、まっすぐに伝えた陳述だと感じました。最後の一節をご紹介します。

—そして、最後になりますが。

司法の場にいる人達にとっては当たり前でも、市井の、それまで法律とか社会運動とかそんなものに関わらずに生きてきた人間が、国や大企業である東電を訴える、その行動そのものが、恐怖であるということ。

裁判に参加したいけど、できないと諦めた人がいます。控訴審は続けられないと泣いた人がいます。

私たち原告は、その人達の思いを背負ってここに居ます。

国策であった原子力発電、安全だと喧伝(けんでん)していた東京電力、その

責任をしっかりと果たして欲しい。

あつてはならないことですが、原発事故に限らず、同じような事故はきっとこれからも起こりうる。

司法には、そのとき、理不尽な状況に置かれた人達が、その先に希望を見出せるような先例となる判決を切に切に願います。

意見陳述が終わり、裁判長は陳述した原告に一礼しました。このあと、弁護団団長からの意見陳述が行われ、あとは、判決日が伝えられて結審し、この日の期日は終了…とっていました。

## ■思いがけない結審

でも、閉廷する前に裁判長は思いがけず「和解」という言葉を告げました。この裁判の直前に行われていた進行協議では、すでに伝えられていたようですが、裁判所は結審のあと、和解について考える余地があるかどうか、原告、国、東京電力それぞれに話を聞くための協議の場をつくりました。協議は、裁判所と1対1で行い、原告は弁護団だけが参加しました。最後に、裁判所と原告と東京電力の3者で話をしたようです。

これまで一度もこの裁判で、和解提案を受けたことがなかったため、原告はもちろん、弁護団も驚きを隠せませんでした。裁判所は4月10日までに和解案を伝える、と言っており、最終的に、その和解案を受けてどうするのかを決めるのは、184名の原告一人ひとり。原告の方々はここへきて大きな決断を迫られることになり、その過程を自分に置き換えて想像するだけで、胸を掴まれるような苦しさがあります。言えるのは、いかなる決断も、理解し尊重されるべきだし、誰かを慮(おもんばか)ることなく、それぞれにとって最善と思える判断をした上で、判決の日を迎えられたら、と思います。

## ■この日伝えられた判決日

裁判長から、判決日は9月18日(金)13時30分、と伝えられましたが、これから行われる和解協議の内容によって、判決日の延期など予定が変更される可能性もあるので、事前に弁護団のウェブサイト(QRコード)にてご確認ください。最後の日に、私も「希望を見出せる判決」が出ることを願います。傍聴人 金榮知子

